

在宅高齢者軽度生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅高齢者に対し軽易な生活援助を行うことにより、精神的・経済的な負担の軽減を図るとともに、自立した生活の継続を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、会津坂下町社会福祉協議会とする。ただし、会津坂下町社会福祉協議会長は、利用者の決定等の事務を除き、この事業の一部を公益社団法人 会津坂下地方広域シルバー人材センターに委託し、実施することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、原則として町に住所のある65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で日常生活上の援助を必要とする者とする。ただし、前年の町民税が課税されている世帯は対象外とする。

(援助の内容)

第4条 この事業において行う援助は、次に掲げるものとする。

- (1) 外出時の援助
- (2) 日常生活用品の確保・宅配の手配等
- (3) 寝具類等大物の洗濯・クリーニング類の搬出入
- (4) 家屋内の整理・整頓
- (5) 生活に支障がある場合の除雪作業（雪下ろしを除く）
- (6) 生活に支障がある場合の台所等の軽易な修理
- (7) 雪囲い及び雪囲い外し
- (8) その他会津坂下町社会福祉協議会長が必要と認めるもの

(利用の申請)

第5条 前条に規定する援助を希望する者は、軽度生活援助事業利用申請書（様式第1号）を会津坂下町社会福祉協議会長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には口頭により申請し、利用後において速やかに申請を行うことができるものとする。

(利用の決定)

第6条 会津坂下町社会福祉協議会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに必要性を検討し、利用の可否を決定するものとする。

2 会津坂下町社会福祉協議会長は、前条の規定により利用の決定をしたときは、軽度生活援助事業利用決定（変更）通知書（様式第2号）により、利用が適当でない認められたときは軽度生活援助事業利用申請却下通知書（様式第3号）、軽度生活援助事業利用派遣廃止（停止）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(利用の回数・時間)

第7条 本事業の利用回数、利用時間帯及び利用時間については次のとおりとする。

- (1) 利用回数 月2回までとする。
- (2) 利用時間帯 午前9時から午後4時（原則として土・日を除く。）
- (3) 利用時間 1回の利用時間は2時間以内とする。ただし、除雪に限り3時間以内とする。

(利用者負担)

第8条 会津坂下町社会福祉協議会長は、本事業の受託者に対し、第4条に規定する援助に要する経費を支弁する。

2 利用者は、会津坂下町在宅高齢者軽度生活援助手数料条例（平成12年会津坂下町条例第14号）の定めるところにより、事業の利用に要した費用を1時間につき150円を負担するものとする。ただし、規定する限度を超えて利用する場合は、超えた分の費用については全額利用者負担とする。

(事務)

第9条 事業に係る事務にあつては、次の様式によるものとする。

- (1) 軽度生活援助事業利用申請書（様式第1号）
- (2) 軽度生活援助事業利用決定（変更）通知書（様式第2号）
- (3) 軽度生活援助事業利用申請却下通知書（様式第3号）
- (4) 軽度生活援助事業利用派遣廃止（停止）決定通知書（様式第4号）
- (5) 軽度生活援助事業利用者記録票（様式第5号）
- (6) 軽度生活援助事業利用者台帳（様式第6号）

(サービスの心得)

第10条 サービスを提供する者は利用者の人格を尊重し、常に当該高齢者

等 の心身の状況に配慮してその業務を適切に実施しなければならない。
また、利用者及び当該家庭に関する業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会津坂下町社祉協議会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。